リバタリアンな相続税

森 村 進*

- I 序
- Ⅱ リバタリアンな相続制度
- Ⅲ 反論と疑問
- IV 関連する諸提案

「これ [遺言相続] ほど大きな所有の拡大はないということに、注意すべきである。したがってこれが導入されうるには、長い間かかった。人が生きているあいだに、彼の所有物を処分する権利を与えることは、非常に自然であった。しかし遺言は、正確にいえば彼が自分では権利を持つことができないときに、彼がその権利を処分することを想定するものである。彼が彼の権利を譲渡するのだ、ということはできない。なぜなら、遺言の帰結として相続人が権利を持つことができるのは、遺言人自身が権利を持たなくなった後だからである。」

アダム・スミスが1763年に行った『法学講義』の筆記録 (Smith [1978] 邦訳 208ページ)

「私は自明だと思われる次の論拠から始める。それは「大地の用益権は生きている人々に属する(the earth belongs in usufruct to the living)」、死者はそれに対する権利も能力も持っていない、というものである。いかなる個人が占有していた部分も、彼自身が存在しなくなれば彼のものであることをやめて、社会に戻る。もし社会がその単独保有の土地の専有について何のルールも定めていなかったら、その土地は最初の占有者たちが獲得するだろう。

1789年9月6日付のトマス・ジェファーソンからジェイムズ・マディソンあて 書簡(森村「2006b]719ページに引用)

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第6巻第3号2007年11月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

(40) 一橋法学 第6巻 第3号 2007年11月

「自然は人間に、その生存の期間を超えた地上の財への権原を与えない。人がその生涯を越えて自分の意志を延長させるために持っている権原――死者が財産を処分する権利――は何であれ純粋に法の産物であって、国家はその権原が行使される際の条件制限を定める権利を持っている。」

サー・ウィリアム・ハーコートが1894年にイギリス議会で死亡税の導入を提案した際の発言(Steiner [1994] p. 252 に引用)

I 序

死者の遺産が遺言あるいは法定相続によって相続されるということは私有財産の必然的な特徴だ、と通常考えられている。しかし私は本稿で、いずれの相続も私が提唱するロック=ノージック的自己所有権論(これについては森村 [1995] 第2章と森村 [2006a] を見よ)のリバタリアニズムからは容易に導き出されないと主張し、さらに進んで〈もしリバタリアニズムが何らかの課税を容認するならば、所得税や消費税のような主要な税金のタイプよりも相続税の方が正当化しやすい〉として、ある形態の没収的な相続税の制度を提案する。相続税は今日の国々では歳入の中で小さな役割しか果たしていないが、むしろこの税金こそ優先的に利用されるべきである。なお私は、自己所有権論リバタリアニズムだけでなくリバタリアニズムの広い意味で功利主義的なヴァージョンや契約主義的なヴァージョンにおいてもこれらの結論がかなりの程度まであてはまるのではないかと思うが、この点は詳しく検討できない。

次のII 節で上記の没収的相続税の提案を述べる前に、いくつかの前置きをしておこう。最初に、私は現代の大きな政府よりも限られた範囲だが、政府の活動の正当性を容認する(森村 [2007b])。たとえば国家が司法や警察や国防をはじめとする、市場では十分に供給されない公共財を供給することは正当である。そしてリバタリアンにとってはもっと論争的な問題だが、私は住民に最低限度の文化的な生活を実現することも政府の役割だと考える。つまり私はリバタリアンの中でも無政府資本主義者ではなくて、穏健な古典的自由主義者に分類されるのである。

第二に、課税の目的は今述べた役割を果たすために必要な政府の支出をまかな

うことに限られるのであって、税制はそれを越えて「格差是正」とか「格差原理」とか「××の平等」といった分配的正義の理念をめざすことはないし、関税のような経済政策や産業政策のための手段でもあってはならない、というのが私の主張である。この想定は特に重要である。なぜなら高率の相続税を提唱する論者の大部分は、その主張を分配的正義、特に平等主義の考慮に基づかせているが、私は彼らと違って、死者が自己所有権の主体でないという自然権の考慮に基づかせているからである。たとえば、各人が生涯の間に受け取ることのできる遺贈(と贈与)の総額に厳格な制限を課すべきだと提案するハスレット(Haslett [1994] ch. 6, esp. pp. 238-44, 257f. 本稿後述IV節 1 を参照)は「悪いのは相続それ自体ではなくて、相続される富が分配されるひどく不平等な仕方と、そこから生ずる機会の不平等と経済的権力の巨大な集中である」(Ibid, p. 257)と述べているが、私の立場はその逆で、経済的な不平等自体は人々の自由な活動の結果である限り反対しないが、相続という財産移転制度には反対するのである。その結果として、相続制度への平等主義的批判者は相続だけでなく生前贈与も規制しようとするが、私は遺贈と生前の贈与とを峻別することになる。

第三に、私がここでいう「相続」には、故人の遺志を積極的あるいは消極的に 実現する遺言相続と法定相続の両者が含まれる。それに対して遺留分制度は故人 の遺志に反しても相続をさせる制度だが、私はこの制度は個人主義的財産制度と は相容れないもので根拠が乏しいと思うので(実際、コモンローの法体系には存 在しない)、これも廃止されるべき「相続」に含める。つまり、私は故人が遺贈 する権利も、故人の遺族が相続する権利も当然の権利とは考えないのである。ま た死因贈与は贈与者の死亡と同時に贈与の効果を発生させることを約する契約で あって、遺贈のような単独行為ではないが、所有者の死後その意図が実現される 点では遺贈と変わりないから、「相続」に含め、生前贈与とは区別する(民法 554条を参照。なお大屋「2005」と比較せよ)。

第四に、相続税は、①死者の遺産に課税する遺産税(estate tax)と②各相続 人が取得した財産について別々に課税する遺産取得税(inheritance tax)とに区 別され、英米法では①の発想が強いがヨーロッパ大陸では②の発想が強く、日本 の今日の相続税は①と②の折衷だそうだが(水野「2007」568-9ページ)、私の 提案は①の遺産税の発想に属することになる。ただし私の主張によれば、遺産は 生前の所有者の死後、自然権論上は無主物になるから、国家は遺産に「課税(tax)」 するというよりも、今でも相続人がいない場合に行なうように「没収(escheat)」 すると表現した方が一層正確だろうが、ここでは「相続税」という一般的な用語 を使う。

最後に、私はすでに本稿のテーマについて簡潔だが書いたことがある(森村 [1995] 111-5、201-3ページと森村 [2001] 153-60ページ)。そこでは家族制度の保護という理由からある程度の相続を認めるべきだと考えていたが、今にして思えばそれは不徹底な立場だった。そこで本稿はこの点で主張を改めるが、それ以外の点の主張は維持し、その後接した文献を利用して私見をさらに敷衍するものである。

Ⅱ リバタリアンな相続制度

相続制度は私有財産制度なしには存在しないが、その逆に、相続制度がなくても私有財産制度は存在しうる。また有償あるいは無償で財産を譲渡する権能は自己所有権の概念に含まれているが、遺贈の権能はそうでない。その理由は単純明瞭で、誰も自分が死んだ後になっては自己所有権を持たないからである。法的権利を死者に帰することが論理的に不可能だというわけではない。それは団体に法的権利義務を帰するのと同様可能だし、そうすべき理由があるかもしれない。しかしそのような権利は実際上の便宜によって正当化されるにすぎない。いやむしろ、そのような権利は一部の利権によって政治的に作り出されたもので正当化できないかもしれない。無体財産権についても同様のことが言える。これに対して自然権論的リバタリアニズムの基礎にある自己所有権は生きている人しか持てない、道徳的な権利である。自己所有権者が自分の死後にその遺産を支配する道徳的権原を持ち続けると考えることはできない。自己所有権論は遺贈や遺言の拘束力を正当化できないのである。

自己所有権論からは財産の所有者が遺贈する権利が出てこないだけでなく、遺 族が遺産を相続する権利も出てこない。もし我々が自己所有権を信ずる個人主義 者から、家族を重視するタイプの共同体主義者か集団主義者になって、遺産の真 の所有者は故人ではなくて家族全体だったとでも考えない限り、遺族が遺産に対 する道徳上正当な権原を持っていると考えることは難しい。

かくして自己所有権論によると遺産に対して正当な権原を故人も遺族も持っていないということになると、その自然な帰結は、死者の遺産に対して誰も道徳的な権原を持っていないというものである。現代ではこのような結論を受け入れる人は多くないが、本稿の冒頭に引用したスミスもジェファーソンも、少なくとも理論上はこの結論を受け入れていた(さらにReeve [1986] 邦訳189-92ページ: Steiner [1994] pp. 249-61; Harris [2001] pp. 111-5, 129-32も見よ)。

この帰結は反直観的かもしれない。多くの人々は、人は死後自分の配偶者や子 孫に潰産を潰す道徳的な権原を当然持っているはずだと想定しているようだから である。しかしこの想定は、人が死後も道徳的な主体であることをやめないとい う前提に基づいている。だが実際には生きている人と死んだ人とは全く違う。前 者と違って後者は、行動することはおろか考えることも感ずることもないし、そ うする潜在的な能力すら永遠に失われている。死者を自己所有権の主体とみなす ことは不可能である。人は生きている間に財産を譲渡することはできるが、死後 遺産を譲渡することはできない。〈被相続人は死後に財産を譲渡するのではなく て、自分の指定した人が遺産を取得するということを生前定めておくのだ〉と反 論する人がいるかもしれないが、自己所有権論の立場からはそんなことは不可能 である。人が自分の死後の事態について欲求や願望を持ちうるということは事実 だが、それでも本人が死ねばその時には自己所有権はなくなるのであって、死後 までその権利は効力を持たない。(なお大屋「2005」は、私の以上の議論は笠井 |潔の自己奴隷化契約不可能論に対する私の反論(森村 [2001] 60ページ)と調 和しないと批判している。ここでこの問題を論ずることはできないが、私は今で は笠井の議論に対する私の反論には性急なところがあったと反省している。)

自己所有権論の元祖とも言えるジョン・ロックが相続制度の根拠についてどのような見解を持っていたかはあまり明瞭でない(この問題については、Waldron [1988] ch. 6, sec. 19; Simmons [1992] ch. 4, sec. 4; 下川 [2000] 第4章四の検討が詳しい)。ロックは一見すると遺贈の権原を問題なく自然権と考えているようだが(『統治二論』第一論87節、第二論72-73節)、相続の権利について書い

ている個所をよく読むと、彼は親がその子を養育すべき義務の帰結として、子供が親の遺産を相続する権利を考えているようである(『統治二論』第一論88-90節、第二論182、190、192節)。後者の発想は、60年後にモンテスキューが『法の精神』第5部第6章「相続の順位は国制の法または公民の法の原理に依存し、自然法の原理には依存しないこと」の最後で、「子を養育することは自然法の義務である。彼らに相続させることは公民法または国制の法の義務である」(岩波文庫版の上原行雄訳)と簡潔に表現している。

生きている人と死んだ人は道徳的にも法的にも全く異質なのだから、贈与と遺贈も異質である。相続税と贈与税は基本的に同じ性質を持っていると考えられるのが普通だが、相続税は自己所有権論上正当な所有者がもはや存在しなくなった財産を取り上げる制度であるのに対して、贈与税は正当な所有者から取り上げるのだから、後者の正当化はずっと難しい。ただし贈与に課税することが正当化できないわけではない。贈与された財産も受贈者にとって所得なのだから、所得税を認める限り、包括的所得概念(水野[2007]121ページ)を採用して所得税の課税対象に含めるべきである。その場合、「贈与税」という独立の制度を採用する必要はない。また贈与者に課税する理由もない。なおリバタリアンの立場からは、所得税は累進税ではなく一律の比例税であるべきである。あるいは所得税に代えて消費税も考えられる選択肢である。一律の比例税である限り、所得税にも消費税にもそれぞれ論拠があるから、どちらを選ぶかは立法府の権限の範囲内である(Epstein [1985] 邦訳343-51ページ;森村 [1995] 203-7ページ)。

遺産に話を戻すと、それでは自己所有権論上正当な所有者が存在しない死者の遺産は無主物となるべきだろうか? もしそうなると仮定すると、死者の所有する不動産に住んでいる人はその死亡と同時に不動産を無主物先占したことになる。死者の無体財産権は消滅し、おそらく債権債務も消滅するだろう。そしてそれ以外の不動産と動産は、誰でも最初にそれを占有した人のものになるはずである。しかし余命いくばくもない人の死亡を待ち構える無主物先占の可能性は、発見に基づく通常の無主物先占の場合と違って、社会に大変な騒動と不安定性をもたらしてしまうだろう。また死者の無体財産権が消滅することは問題がないが、債権債務が消滅するということは、たとえば死者の銀行預金を銀行が労せずして

得る一方、死者に対する債権者は貧乏くじを引くことを意味するから、望ましくないように思われる。

このように死者の財産が無主物になるという制度には大きな難点があると考えるならば、冒頭のジェファーソンの引用文が示唆していたように、国家(ジェファーソンは「社会」と言っていたが)が死者の財産の分配方法を決めることは、それが正義などの公共的価値を実現するならば正当化できるだろう(八島 [2006] 注9とそれに対応する本文も参照)。そして国の活動のためには歳入が必要なのだから、国が遺産を没収して競売にかけて換価し、代金を歳入とすることが許されてよいだろう。確かに国家は死者の遺産に対する内在的な権原を持っているわけではないが、国家が生きている人々から税金を取るのに比べれば、死者の遺産を没収する方がよほどましである。〈国は遺産を没収してよい〉という思想は〈そもそも財産は基本的にはすべて国のものである〉という国家主義的思想から主張されることもあるが(プラトンは「諸君も、諸君のこの財産も、諸君自身に属するものではなく、過ぎ去った昔から遠い将来までの、諸君の一族全体に属するものであり、いやそれ以上に、諸君の一族全体とその財産とは、国に属するものであり、いやそれ以上に、諸君の一族全体とその財産とは、国に属するものなのだ」『法律』第11巻923ab(岩波文庫の森進一ほか訳)と述べて遺言の権限を制約しようとした)、私の提案の発想はそれとは全く異なる。

なお法人も自然人でないので自己所有権を持たないから、法人税も相続税と同様に正当化しやすいと思われるかもしれないが、法人の利益は最終的にはそれに関係する諸個人のものになるのだから、私が妥当だと考える包括的所得概念をとるならば、所得税に加えて法人税を課することは、生きている人への二重の課税になるので不当である。

本稿で私はおそらくはナイーヴにも、政府の予算総額は税制とは独立に決まっていて、それゆえ相続税からの歳入が高くなればその分だけ所得税や消費税のような他の税金の税率は引き下げられると前提する。つまり私は、没収的相続税によって国の歳入を全体として大きくしようなどとは全然意図していない。それどころか、冒頭に述べたように、私は現在の国家の歳入・歳出は不当に大きすぎると考える「小さな政府」論者である。私の提案に対しては、〈仮に没収的相続税が採用されるとしても、政府はますます巨額の税金を取り立てるための手段とし

てそれを利用するだけで、その代わりに他の税金を減税することなどないだろう〉という現実主義者からの批判があるかもしれない。だが本稿で私は法哲学者として、短期的な政治的可能性を問題にしているのではなくて、なるべく理想的な制度を検討し提案して読者諸賢に訴えかけようとしているのである(森村 [2001] 6-7ページ)。

ただし没収的な相続税を原則としても、遺産の単純かつ完全な没収は避けるべ きである。なぜなら多くの場合、故人の家族や親類であることが多いであろう不 動産の遺産の占有者は現状のままそこに住み続けることを欲するために、市場価 格よりも高く遺産を評価するだろうから、彼らを追い出して不動産を競売にかけ ることは経済的に効率的でない蓋然性が強い。また現在の占有者を追い出すこと は人道的観点からも望ましくないかもしれない。そのような場合のために、「国 家によって一旦管理された当該家屋を遺族が買い戻すことができるようにし、ま た、もしそうした経済力が無ければ国家からその家屋の価値に相当する金銭の借 り入れを行って購入できる「国家借入金」制度とでも呼ぶべきものを整備するこ とが適切である | (八島「2006] 128ページ)という八島降之の提案に替成したい。 そしてもし遺族が「国家借入金」を返済するだけの資力を明らかに持たなかった り、家屋に短期間だけしか住むつもりがなかったりしたら、その場合、遺族は市 場価格の賃料を払えば家屋に住み続けられるということにすればいい。また動産 の遺産についても、遺族なり故人が前もって指定した人物なりにそれを優先的に 買い取る権利を与えてよいし、市場的価値がほとんどない、わざわざ競売にかけ るまでもない遺品ならば彼らに無償で譲渡していいだろう。だがもし遺族や占有 者がこれらの優先権を行使しなければ、市場的価値のある遺産は競売されるべき である。

私はこの提案が実行されれば歳入がすべてまかなえると主張するわけではない――たとえその国が私の理想に近い「小さな政府」で、その支出が国民総生産の、そう、10パーセント台にとどまるとしても。なぜなら、後にⅢ節2で述べるように私は所有者が生前の贈与によって死後の没収を回避することを容認するから、たとえ相続税が100パーセントになっても、人々が死後遺す財産は現在よりもはるかに少なくなるだろうからである。その場合は、歳入の不足分を別の税

金、たとえば所得税に求めざるをえないが、それでもこの結果は現状よりも改善だと評価できる。なお逆に国が没収する遺産が必要な歳入を超過する場合は、他の税金をすべて廃止すべきであるのみならず、国家の肥大化を避けるため、「当該国家の住人たちは、余分だと考える特定の遺産の貨幣価値相当額を絶対的に消滅させる貨幣償却なるものを国家に要請できるようにしても良いかもしれない」(八島 [2006] 127ページ)。

この制度が実現に移されたら、遺族の中には、自分が長年住んできた家に住み 続けるために国に金を払わねばならないとは理不尽だとか、そもそもそんな金額 を支払えないから出て行かざるをえないのは酷だとか言う人もいるだろう。しか しそのような人々はこれまで故人の不動産にただで住んでいられたことが幸運 だったと考えるべきである。彼らが故人の遺産に対する当然の権原を持っている わけではない。

私の以上の提案は、相続制度の道徳的正当性を認めず没収的相続税を提案する という点で、通常のリバタリアニズムとは大きく異なる。しかしそれは個人主義 的な自己所有権論の論理的帰結である。

Ⅲ 反論と疑問

私の提案に対しては、理論的にも実際的にも、いくつもの反論や疑問があるだろう。本節ではそれらのいくつかを検討してみる。

1 「相続制度は私有財産の不可欠の要素だ」

最初に取り上げるのは、相続制度は私有財産の不可欠の要素であって、それを否定するのは私有財産制度そのものを否定することだという批判である。たとえばローマ法王ピウス11世は1931年の回章『クァドラゲシモ・アンノ』で「人が財産を占有し相続によって譲渡するという自然権は、損なわれないままでなければならず、国家が取り上げることはできない」(Mencken [1942] p. 591に引用)と述べたし、リバタリアン法学者のエプステインは、州の累進的な相続税を支持したアメリカの裁判所の判決を批判して次のように書いた。

「財産の概念には、排他的な所有、使用、処分の権利が含まれる。処分の権利

には、生前の贈与や売買による処分が含まれ、また、死亡時の処分が含まれる。 (中略)

[合衆国憲法の公用収用条項の目的は、財産権を自然権として説明しなければ達成できない。] 実証主義的な説明では私有財産をまったく保護できないのである。もし相続権が州によって与えられた特権であるとするなら、同じことが所有権や通常の売買を行う権利についても言えることになるのだろうか。」(Epstein [1985] 邦訳352ページ)

だがピウス11世とエプステインは、生前の処分の場合には所有者が生きているのに対して相続の場合にはもはや存在していないという、根本的な存在上の相違を無視している。相続権が国家法によって与えられた特権だとしても、所有権や売買を行う権利までがそうだということにはならない。注意されたいが、私のこの主張は、〈そもそも財産権というものは国家法によってはじめて作り出されたものだから、自然権などではなくて、正義や政策を実現するための制度的手段である〉という、法学者や国家主義者(statist)の間で根強い発想(その典型としてMurphy and Nagel [2002] がある)――そしてエプステインも引用文で論敵として念頭に置いているらしい発想――とは全く異なる。私は市場的財産権を自然権であると考えるが(森村 [1995] 74-6ページと森村 [2001] 78-81ページ)、その中には遺贈や相続の権利までははいらないと言っているのである。

ではなぜ相続制度が歴史的に私有財産制度に伴って広汎に認められてきたのだろうか? その原因としては、故人の遺志の尊重という考慮を除くと、次のものが考えられる。相続法学者によると相続権の根拠は「第一は、遺産の中に含まれてはいるが、もともと相続人に属していた潜在的持分ともいうべき財産部分の払戻しであり、第二は、有限家族的共同生活が、その構成員に与えるべき生活保障の実践であり、そして第三には、一般取引社会の要請する権利安定の確保である」(中川 = 泉 [2000] 第2章冒頭)とのことである。

第三の根拠は、国庫が没収した遺産に債権者が権利を持つという制度でも果たすことができるから別にすると、第一は〈生産と消費の単位としての家族こそが真の所有者である〉、第二は〈家族が生活保障の単位である〉というふうに、家族が社会を構成する基本的単位であるという発想において共通する。特に遺留分

制度は第二の考慮から来ているのだろう。相続法の規定する家族の範囲と実質的な共同生活を営む家族の範囲とはしばしば異なるが、それは法制度というものが個別具体的な事情を考慮に入れられないためのやむをえない相違にすぎない、と言われるかもしれない。しかし核家族化と単身所帯の増加に伴って、この二つの根拠とも弱くなった。特に第二の根拠は、平均寿命が延びて被相続人の子供の大部分が親から独立した家計を持つ成人になるにつれて、一層薄弱になった。2007年7月28日の新聞各紙が報道した政府の統計によると、今の日本人の平均寿命は女性が85.81歳、男性が79.00歳である。死んだ人の子が未成年だということは、今や例外的な事態である。またそもそも個人主義的な法体系は個々人を権利義務の主体としている。どんな家庭人でも、その利害と他の構成員の利害とは完全には重ならない。もし家族の潜在的持分や子供の将来の生活保障を重視するなら、相続制度を利用する代わりに、財産を家族の共有財産にすることも家族内で分割することもできるし、保険制度も利用できる。従って、私は上記の第一と第二の根拠が家族の相続権の十分な根拠になるとは思わない。

2 「生前贈与が抜け道になってしまう」

だが財産を所有者の生前に家族に贈与できるということ自体を問題視する批判者がいるだろう(大屋 [2005])。私の提案した制度では、多くの人々は自分が生きているうちにその財産の大部分を家族に贈与して相続税を免れるだろうから、その目的を達成できない、と彼らは言うだろう。実際、贈与税はそのような相続税逃れを不可能にするために課される贈与税の補完税だと言われる(水野 [2007] 622-3ページ)。両者に賛成する立場でも批判的な立場でも、相続税と贈与税は資産移転税という共通の項目で論じられるのが常である。しかし既に繰返し述べたように、両者ははっきりと区別されるべきである。

私の提案によれば生前の贈与については受贈者に所得税を課す以上の課税がなされないから、相続税を免れるために巨額の贈与がなされるだろうという批判者の推測はもっともな点がある。

しかしそのことは私の議論を反駁することにはならない。なぜなら第一に、私 はそのような相続税逃れに全然不正なところはないと考えるからである。また次 に、たとえ多くの人々が生前に自分の財産を家族に贈与するとしても、自分の生活のために、老齢になってもまだたくさんの財産を手元に残しておくだろうからである。自分が貧乏になるまで人に多額の贈与をする人も、死亡時に自分の財産を使い切ってしまう人も、世の中にはほとんどいないだろう。もっとも条件付き贈与とか信託とかいった形をとって、名目的には生前に財産を移転しておきながら実質的にはその財産を自分が死ぬまで自分で利用しようとする人や、生前に自分に対する名目的な債権を持たせて自分の死後に債権者にその債権を実行させようとする人も出てくるだろう。しかし私は楽観的に、法律家や専門家はそのような名目的な権利の移転・付与と実質的な移転・付与とをたいていの場合区別できるだろうと想定する。そして最後に、世の中には家族にも誰にも実質的な贈与をしないで、死ぬまで大きな財産を持ち続ける人々もたくさんいるのである。

要するに、私の提案は生前の贈与を妨げないので、人々が死後遺す遺産はかなり減少するだろうが、だからといって私の提案の目的が部分的に実現されることは間違いないだろう。実際に人々がどの程度の遺産を遺すかは初めから知ることができず、実際にこの制度を実行に移してみなければわからない。そして私の提案が生前贈与を妨げないということは、以下見るように私の相続廃止の提案に対するいくつもの批判への回答の中で重要な役割を果たすのだから、それはむしろ私の提案の欠点ではなくて長所である。

なおもし相続税を100パーセントにするよりもたとえば40パーセントにする方が人々の遺す遺産の総額がはるかに大きく、その結果相続税全体の総額も最大になるということがわかれば、相続税は40パーセントでよい。私の提案において、相続税はあくまでも歳入獲得の手段で、財の分配のための手段ではないからである(Tullock [2004] p. 255を参照)。その場合遺贈や相続の権利が認められることになるが、これらの権利は自己所有権論の観点から見れば、無体財産権と同様、政策的な目的から作り出された人工的な権利である。

3 「相続の廃止は社会の効用を低下させる」

今度は広い意味における功利主義的な論拠から相続の廃止に反対する議論のいくつかを取り上げよう。それは〈相続の廃止や制限は社会全体の効用あるいは経

済的な効率性に反する〉というものである。最初に、直截な功利主義的反論を検 討する。

次のように論ずる人がいるかもしれない。――多くの人々は自分の家族に財産を遺そうと望んでいるが、それも自分の生前より死後にそうしたいと望んでいる。なぜ生前の贈与より相続、特に遺言相続の方を選好するのかというと、それは別に彼らが死後の生の存在を信じているからではなくて、一つには自分がいつ死ぬかがわからないからであり、また一つには自分が死ぬまでは自分の財産を自分で享受していたいと欲するからでもある。ところが遺言相続の廃止は多くの人々が持っているその願望の実現を不可能にしてしまうから、功利主義的な観点から見れば制度の改悪である――。

遺言相続制度の存在がある点で人々の効用を向上させるということは、効用あるいは自己利益の意味についての「欲求充足説」をとれば簡単に説明できる。自分の遺産を遺言によって相続させたいという欲求を持っている人々が現実に存在する以上、その欲求の実現を不可能にすることは彼らの効用を減少させることになる。ただ〈その欲求が実現されるとしてもそれは本人の死後だ〉というのがいささか問題だが、欲求充足説によれば本人の知らない間にその欲求が満たされても効用は増大するのだから、それと同様に、本人が死んだ後で欲求が実現されても効用は増大すると考えることはできよう。特に、その欲求が死後にならないと実現できないと始めからわかっていた場合はそうである。(しかし誰の効用が増大するのか? 生前の故人の効用が遡及的に増大すると考えるべきか?)

一方効用についてそれを特定の心的状態と同視する「快楽説」をとった場合、遺言制度の正当性は遺言を残した故人の利益ではなしに、現在生きている人々が持つ遺言制度への確信を引き合いに出して説明される。つまり、遺言が効力を持つからといって故人が何らかの快楽を感ずるわけではないが、自分の意志を死後実現させたいと欲している人々は、その制度によって自分の遺志が死後尊重されるだろうという確信から快楽を得られるというわけである。「我々には自分の予期する利益を安定したものにするために、その予期を産みだしているシステムそれ自体を維持する動機が発生するのである。それゆえ、統治功利主義がこうした予期のもたらす快苦を高く評価するのならば、これ(ここでは遺言)を統治功利

主義は法的権利として設定しようとする」(安藤 [2007] 246ページ)。

確かに相続の廃止は、遺産を死後実現させたいと欲する人々の効用を上記の理由からいくらか低めるかもしれない。しかし私の提案では、相続の廃止は同時に相続税以外の税金を低くすることによって万人の効用を高めてもいるのだから、差し引きでは社会全体の効用はむしろ大きくなるだろう、と私は推測する。また相続を廃止しても生前贈与はできるのだから、家族や友人や団体に自分の財産を譲渡したいと強く欲求する人はそうすればよいのである。

4 「相続の廃止は生産へのインセンティヴを低下させる」

相続の廃止や相続税に対して、〈多くの人々は自分の死後家族に財産を残そうという動機を持って働いているのだから、相続が廃止あるいは制限されたら生産的活動へのインセンティヴが低下してしまう〉という批判もある。だが我々が労働する時、自分の(生前ではなしに)死後家族に遺産を遺そうという動機がどれほど働いているだろうか?

この点についてハスレットは「子供を持つつもりがなく、それゆえ子供に資産を遺そうという欲求に動かされていない人々も、それ以外の人々と同じくらい勤勉に働くように思われる」(Haslett [1994] p. 251)と言ってそのインセンティヴ機能を疑っているが、この推測は性急である。なぜならあえて子供を持とうとしないカップルは、子供の利益よりも自分たちの利益の方を尊重するために子供を持たない場合が多いだろうからである。もっと有意義な比較は、同一人物が子供を持たないときの労働意欲と子供を持っているときの労働意欲とを比べるものである。そして私自身の場合を省みると、後者の方が所得を伴う労働への欲求が強まったことは確かだが、それは子供に将来遺産を遺したいという欲求のためではなく、単純に育児には金がかかるという理由のためだったように思う。しかし自分の死後資産を遺そうという動機から勤勉に働く人もいくらかは存在するだろう。

もっと一般的に言えば、人頭税や才能税のような「一括税」は例外だが、相続 税だけでなく所得税や法人税や消費税のような主要な税はすべて所得に課税する (相続税や消費税も、所得があってこそ相続や消費ができるのだから、間接的に 所得に課税していると言える)ことによって、生産へのインセンティヴを低下させるという「代替効果」と、もっと働くように奨励するという反対の「所得効果」の両方を持ちうる(Murphy and Nagel [2002] 邦訳23-24、174ページ;森村 [2007a] 54ページ)。個々の課税が各個人に対してどちらの効果を持つかは、経験的な問題であって一概には言えない。相続の全面的廃止はいくらかの「代替効果」を有するだろうが、他の税金も立派に「代替効果」を持ちうるのだから、生産へのインセンティヴを低下させるという理由で相続税だけを批判するのは不当である。それどころか、自分の収入に関心を持たない人はほとんどいない一方で自分の死後の相続に関心を持たない人は少なくないのだから、相続税よりも所得税の方が一層生産的活動を妨げると言えそうである。

そしてここでもまた、私の提案では〈自分の家族に財産を遺したい人は生前贈与をすればよい〉という主張ができるし、〈相続ができないために勤労意欲が減少するとしても、その一方で所得税などの税金が下がるおかげで勤労意欲は向上するだろう〉という推測もできる。

スタイナーはインセンティヴによる遺贈権正当化論について興味深い指摘をしている。〈遺贈の権利があるからこそ、人々は死後残される人々のことを考えて一層よ〈働〈〉と言えるならば、同様にして〈死後の政治的決定に対しても人々に参政権を与えれば、人は一層長期的に私心な〈公的問題を考えるようになるから、死者にも参政権を与えるべきだ〉という議論が成立する、というのである(Steiner [1994] p. 251)。だがよほど徹底した伝統主義者でなければ、このような制度をまじめに提案する人はいないだろう。

5 「相続の禁止は貯蓄=投資へのインセンティヴを低下させる」

次の批判は労働へのインセンティヴではなく貯蓄へのインセンティヴに訴えかけるものである。相続が廃止されると、歳をとった人は〈自分がせっかく貯蓄しても死後遺産を国に取られるくらいならば、生きているうちに使い切ってしまおう〉と考えて、そうでもなければしないような不必要な消費をしてしまうだろう、と批判者は言う(Tullock [2006] pp. 247-61)。批判者は、このような消費は浪費でしかなく社会的な意義が乏しく、しかも消費よりも貯蓄の方が銀行による投

管に結びつくので経済的に望ましいと前提している。

この批判は直前の〈労働へのインセンティヴがなくなる〉という批判よりも説得力がありそうに思われる。没収的相続税が導入されると勤労意欲を失う人がどのくらい多いかは疑問だが、子供に遺すための貯蓄への意欲を失う人が多いのは確実だからである。しかしやはりこの批判に対しても、〈死後の相続はできなくても生前贈与はできる〉という回答と、〈所得税が少なくなる分だけ、(自分が最終的には利用するための) 貯蓄はしやすくなる〉という回答が可能である。

6 「相続の禁止は文化の継承を妨げる」

相続税の存在は先祖代々引継がれた遺産の継承を困難にして、その結果文化の 継承を妨げてしまう、という批判もある。このような批判はあまり税制の専門家 や経済学者はしないが、社会一般では有力だから、十分検討に値する。たとえば 大きな家屋敷が相続税のために売りに出されてその代わりに集合住宅や小さな現 代風住宅が立ち並んだり、遊休地や農地の跡に巨大店舗が建ったりして郊外化す ることを社会環境の貧困化、地域社会の破壊とみなす人は少なくない。このタイ プの批判を丸々一冊の単行本を使って展開しているのは、渡部昇一の『相続税を ゼロにせよ!』(渡部 [2002])という本である。その立場からすれば、高率の相 続税はもとより、相続の廃止などもってのほかということになるだろう。

渡部は、相続税は貧富の差をなくそうとして経済の国家管理を提唱する社会主義の思想であるという理由でも相続税を批判しているが、私の相続税の提案は平等主義や経済統制思想に基づくものではないから、この批判はあてはまらない。しかし相続の廃止が文化の継承を困難にするという指摘は、私の提案にもある程度まであてはまる。

ただここで注意したいのは、渡部も相続税があらゆる文化の敵だと主張しているわけではなく、家庭や地域などの親密な共同体の中で継承されてきた文化、彼の表現によれば「生きた文化」や、伝統芸能や大金持ちが援助しなければ存在できない文化を破壊すると主張している、ということである。その議論では、「生きた文化」に対立するのは博物館や廃墟に代表される「死んだ文化」であり、伝統芸能に対立するのは大衆芸能である(同上・142-65ページ)。ある種の高くつ

く伝統文化がその性質上ごく少数の人々しか享受できないものであっても、それが失われることは嘆かわしい悲劇だと渡部は考えている。相続税が「生きた文化」を滅ぼした例として、渡部がその本の最初にあげているのは、洗練された和室文化を継承してきた赤坂の高級料亭が廃業した跡にコリア勢のバーやクラブやレストランが進出してきた、という出来事である(同上・5-6ページ)。

このタイプの相続税批判論に対して、私の立場からはどう答えられるだろうか? 最初に、すでに何度も繰り返したように、〈自分の財産を子孫に遺したいと強く望むならば、相続させることができなくても生前贈与すればよい〉と答えることができる。私の提案は現行の制度とは違って、どんな高額の贈与に対しても一律低率の所得税しか課税しないものだからである。しかし批判者はこの回答にも十分満足しないだろう。子孫に生前贈与する前に死んでしまう人もいるだろうし、子孫への相続に大して関心を持たない人もいるだろうが、そういった人も、今のように法定相続の制度があれば遺産を子孫に遺すだろう。ところが私の制度では、そんな人の遺産は国に没収されてしまうから、やはり私の提案する制度は文化の継承を妨げると考えられるかもしれない。

私の次の回答は、〈文化の継承は望ましいものかもしれないが、それはかなりの程度まで、財産の相続を必要とするものではなくて、狭くは家庭と学校における教育、もっと広くは社会的環境によるものだ〉というものである。文化的資本は有形の財産よりも無形の教養や知識(いわゆる「暗黙知」を含む)やライフスタイルによって引き継がれることが多いだろう。そのためには私有財産が必要だろうが、相続は必要とは限らない。

もっともある種の伝統文化はどうしても財産の相続がなければ継承されにくいかもしれない。たとえば極めて高価な美術品・工芸品や広大な家屋敷といったものが念頭に浮かぶ。しかしここまで来ると、私はもはや渡部の「生きた文化」擁護論にあまり説得力を感じなくなる。相続税のために高価な美術品が特定の家の伝承する財産でなくなって博物館や美術館の所有に帰するということの、一体どこが悪いのだろうか? 渡部によれば博物館が展示しているのは「死んだ文化」にすぎないということになるのだが、私を含めてたいていの人が古今東西の文物に触れてそこから喜びを得るのは、自分の家やその近所ではなくて、博物館・美

術館・劇場といった一般に公開されている施設においてである。渡部がいう「死んだ文化」も、「生きた文化」に劣らず重要である。また渡部は「生きた文化」ばかりを過大評価しているだけでなくて、文化的創造よりも伝統文化の継承・保存を、大衆文化よりも貴族的文化を重視しているが、それも一面的な評価である。私は外国のことはよく知らないが、今日の日本の文化学芸を生み出す母胎になっているのは古い歴史を持つ皇室や冷泉家や寺社ではなくて、いくらかの教養と小金を持った大衆(小市民。プチブルジョア)である。そして相続税が高率になってもその代わりに他の税金が安くなれば、さらに税金の総額が安くなれば、人々が自分の好きな仕方で文化の享受や継承や創造や発展のために費やせる有形無形の資源(時間を含む)も大きくなる。

私は結論として、私が提案する相続税制度は、限られたタイプの伝統文化の継承を妨げるかもしれないが、全体的には文化の発展を促進するだろうと答えたい。

なお文化の継承と似た問題として、〈相続税があると、企業のオーナーが家族に事業を引き継がせることができず外部に売り払わなければならない〉ということがよく指摘されていて、それが相続税反対の大きな政治的圧力になっているそうだが(Murphy and Nagel [2002] 邦訳173ページ、ベッカー [2006] 159-60ページ)、その危惧に対する私の反応は「それがどうした?」というものである。伝統文化の継承には社会的な意味があるが、企業所有者の家族が事業を継承しなければならないという要求は、社会が関心を持たなければならないものではない。

IV 関連する諸提案

本稿の最後では、私の没収的相続税の提案と似た提案をいくつか紹介してコメントを加えよう。それらの検討は私見の明確化にも役立つだろう。

1 ゴティエとノージックとハスレットの相続限定論

契約論的リバタリアニズムを主張するデイヴィド・ゴティエは『同意による道徳』(Gauthier [1986])で、「個人の諸権利は市場での相互作用や協力的相互作用に際しての各人の初期的基本財産を構成している。したがって彼には市場や協力的実践において自分の権利を交換する権限がある。しかし、だからといって贈

与や遺贈といった別の方法で自分の権利を処分する権限があるとは限らない」(同上・邦訳353ページ)として、原初的な財産権の中に無償の譲渡の権限がないと主張する。しかし大半の人は自分の財産を家族や子孫に残そうとしているのが現実で、その願望が生産活動の動機になっているのだから、相互に無関心な人々も贈与や遺贈の権利に同意するだろう、とゴティエは考える(同上・邦訳352-4ページ)。

ただしゴティエによると、その権利は「自分自身の状況が悪化することを回避するためにそれが必要な場合を除いて他人の状況を悪化させることを禁止する」(同上・邦訳241-2ページ)というふうに理解されたロック的「但し書」を満たしていなければならないから、「遺贈の権利は、それが誰であろうと或る個人に莫大な相続財産を与えることができるほど広範なものになってはならない」(同上・邦訳354ページ)。そうすることは仲間の機会を制限し福利を低下させてしまうからである。しかし「相続の容認しうる限度をアプリオーリに確定することはできない」(同上・邦訳355ページ)。その限度を決める要素は、遺贈権が生産と投資への動機となる強さと、集団の全メンバーの期待利益である。

かくしてゴティエは人が遺贈できる財産の大きさは限定できるとしたが、この 制限は生前贈与にも法定相続にもあてはまるという趣旨なのだろう。しかし彼が 巨額の財産の相続は但し書に反すると考える理由は、あまり説得的とは思えない。 社会のメンバーはもともと遺産への権利を持っていなかったのだから、それが誰 か他人に相続されたとしても、自分の状態が悪化したと考えるのは無理なように 思われる。

ロバート・ノージックが遺贈の権限を制約しようとする議論は、私にとってもっと説得力が感じられる。ノージックは1975年の『アナーキー・国家・ユートピア』では相続の問題に触れなかったのでそれを当然視していたようだが、その後発表した『生のなかの螺旋』(Nozick [1989])の第三章「親と子」では遺産相続の制限を提唱している(森村 [1995] 113-5ページ)。ノージックによれば、自分が獲得したり作り出したりした財産は自己の構成部分であり、それを他人に遺贈することは相手への配慮の表現であるとともに自己のアイデンティティの拡張でもある。しかし彼は幾世代にもわたる相続によって生じた富や地位の不平等

は不正であるとして、〈各人が遺贈によって残すことができる遺産の額は、自分が稼いで得た分に限られて、人から相続して得た財産はそこにははいらないようにすべきだ〉という。そうすれば遺贈による配慮や愛情の表現は尊重されるが、拡散しすぎることもない、というのである。

ここでノージックは、〈自分が遺贈できる遺産の中に(遺贈ではなくて)贈与によって獲得した財産も含まれるのかは疑問だ〉として態度を決めかねているが、もしノージックが各人の生前贈与を全然制限するつもりがないならば――実際、制限するとは言っていない――、贈与によって得た財産も遺贈できるとするのが、必然的ではなくても自然な結論だろう。これに対して、ノージックは触れていないが、無遺言の法定相続で得た財産も、遺贈によって得た財産と同じく死後遺贈できないし、法定相続の対象にもならないと考えるべきだろう。なぜなら法定相続は遺言相続に比べると故人の遺志と人格を表現する程度がさらに小さいと考えられるからである。

ノージックのような発想には先例がある。フランスの哲学者ユエ(François Huet, 1814-69)は、〈人は自分が稼いだ富を贈与したり遺贈したりする権利は持っているが、他人から遺贈か贈与された富をそうする権利は持っていない〉と主張し、イタリアの社会主義者リニャーノ(Eugenio Rignano, 1870-1930)は〈人は自分が稼いだ富を贈与・遺贈する時は課税されるべきでないが、他人から無償でもらった富を贈与・遺贈する時は、前の贈与者がその富を作り出した時は5割、前の贈与者も他人からその富をもらったときは10割課税されるべきだ〉と主張した(Vallentyne and Steiner [2000] pp. 99, 225)。彼らは左翼リバタリアニズムの先駆者と見なされている。普通のリバタリアニズムの立場からしても、〈自分で稼いだ財産と比べて、人からただでもらった財産については保護の程度が相対的に弱くてよい〉というノージックたちの価値判断に賛成することはできるだろう。この価値判断が、成金よりも先祖代々の資産家を尊敬するという一般的な人々の態度と対立することは否定できないが、リバタリアニズムはその態度を公的決定に持ち込む必要を認めない。

倫理学者のD. W. ハスレットは『道徳を伴う資本主義』(Haslett [1994])の最後の章「平等な機会を伴う資本主義」で相続制度を批判的に検討する。彼は資

本主義を裏づける理念として〈生産性に応じた分配〉〈平等な機会〉〈(積極的)自由〉の三つをあげ、相続制度はそのいずれとも衝突するとして、多額の贈与を含む相続制度の廃止(ただし配偶者への譲渡は制限しないなどの但し書きがついている)を検討し、それに対する反論に答えるが、家族の事業の継続も大切だとか、相続の廃止には大きな行政コストがかかるといった理由から、結局はもっと妥協的な結論に至る。それによれば、各人がその生涯の間に人から相続や贈与で得られる財産の額には厳格な上限(クォータ)が課せられるべきである。この制度は単純明快だし、行政コストも大してかからないという長所があるとされる。ハスレットはその上限を、1990年のアメリカでは10万ドルと提案しているが、その金額は各時点の不動産価格に連動することになる。

ノージック(とおそらくゴティエ)は被相続人が相続させることのできる額を制約し、ハスレットは相続人が相続で得られる額を一律に制約することによって、相続制度が生む大きな経済的不平等を制限しようとするのだが、この二つの提案をどう評価すべきだろうか? ノージックの提案は遺産税型で、ハスレットの提案は遺産取得税型だが、もっぱら経済的平等だけに関心を持つならばハスレットの提案の方が適当で、非相続人の権限の制限に重きを置くならばノージックの提案の方が適当だろう。後者の方が私の発想に相対的に近い。とはいえ、いずれの提案も死者と生者の相違ではなく、富の平等化という分配的考慮に基づいている点で、私見とは異なる。

だがもし富の平等化が租税の正当な目的の一つだと仮定したら、その達成のために相続税を利用することは妥当だろうか? ノーベル経済学賞をとったシカゴ大学教授ゲーリー・ベッカーは、そうでない、と主張する。彼の論拠は、昔とは違って「子供たちは主として人的資本の移転(つまり、高度の教育を受けさせることなど)を通じて、親たちの経済的地位を"相続"している。物的な資産が果たす役割は低下しつつある」(ベッカー [2006] 157ページ)というものであり、そこから「子供たちに平等な機会を与えるのにもっとも効果的な方法は、彼らが質の高い教育・訓練を受けられ、また幼い頃から学習能力を向上できるようにすることである」(同上・160ページ)と主張される。

だがこの反論は妥当でない。現代では経済的地位の「相続」は教育を通じて行

われる程度が大きくなったとしても、法的な相続による不平等もやはり存在するのだから、それを小さくするために相続税は効果を持ちうる。すべての子供たちに質の高い教育を与えることは大いに結構だが、それと相続税とは矛盾するものではない。なお人的資本の移転は学校だけでなく家庭内でなされることが多いのだから、子供を家庭から切り離して公共の宿舎で育てない限り、いくら子供たちに質の高い学校教育を受けさせても、完全に「平等な機会」を与えることは不可能である。可能なのは、すべての子供たちに最低限必要な程度の機会を与えることだけである(本稿末尾も参照)。

ベッカーは、相続税は名目上の税率は高いが、多くの税回避方法(それらは高くつき、社会的に非生産的である)が存在するために連邦税収の1パーセント強にしかなっていないという理由でも、相続税の廃止を主張している(同上・159ページ)。しかしこの議論は、私が繰り返し強調してきた、生者と死者の区別の重要性を無視している。また現在の相続税の控除額が高いことも無視している。さらに私の提案のように生前の贈与を規制しないならば、「税回避方法」は特別大きな費用がかかることにならない。

2 笠井潔の相続禁止論

笠井潔は『国家民営化論』(笠井 [1995]) で、彼が主張する無政府資本主義社会では遺産相続が認められないが、故人が生前に契約した遺産管理会社が公益のために遺産を管理するという、独特の構想を展開している。国家が存在しなくても、遺産管理会社がその遺産を用いて公共財を提供したり、人生のスタートラインにおける平等を達成するための福祉や育児の費用を負担したりできるというのである。

笠井が相続を禁止しようとする論拠は二つある。一つは、少数の人々が巨額の不労所得を相続で得るのは不公平だという平等主義的な発想である。「一生をかけても追いつけないようなスタートラインにおける不平等は、是正されなければならない」(同上・第2章2)。もう一つの論拠は、「個人が死んだあとに残される財産は、その寡多にかかわらず、だれのものでもない。所有権を主張しうる個人は、すでに死亡して存在しない以上、残された財産は無主とみなしうる。教育や

福祉、さらに市場による供給が困難である種類の公共財の資金には、死後の個人 財産を当てることが妥当である | (同上・第4章4) というものである。

前者の論拠は、もっぱら経済的不平等の縮小のために相続財産の額を制限しようという提案をしたハスレットやノージックとも共通する平等主義的主張だが、後者の論拠は生者と死者との道徳的異質性に注目するもので私見と同じである。この両者は異なった論拠だから、異なった帰結に至りうる。たとえば前者によれば相続だけでなく巨額の生前贈与も同様に規制あるいは禁止されるが、後者によれば贈与は禁止されない。この点で笠井は後者の立場をとるらしい。というのは、彼は「家族が交換の場所であるとすれば、家族とは贈与ならざる贈与、相互的主体性を産出しない一方的贈与が行われる場所である。そうした市場外的な人間関係の存在は、原理的に否定されえないものだ」(同上・第2章2)と述べているからである。

笠井の提案に戻ると、彼は自由市場における遺産管理会社間の競争が遺産の社会還元を保証すると考える。「最低限しか社会還元に回さないで、余剰資金を残らず企業の収益として計上するような会社は、顧客の信用を失い、淘汰されてしまうにちがいない。……公正な第三者機関に経営実態の査察などを依頼し、その結果を公表するような優良企業が、最後には多数の顧客の信用を獲得しうるだろう」(同上・第4章4)。相続に代わる遺産管理会社による遺産管理という提案は興味深いものだが、私はこの提案はいくつかの難問を抱えているのではないかと思う(以下は森村「1996」250-51ページを利用している)。

第一に、多くの人々は自分の死後遺族に利益を与えたいと思っているから「私たちはあなたの大切な人のために遺産を管理します」という経営方針を打ち出す遺産管理会社が出てきそうである。笠井の構想では、遺産管理会社が特定の人物を利するような遺産管理を行うことは禁止されるのだろう。しかしたとえそうだとしても、表面上は特定の人物に言及しなくても同様の効果をもたらすような遺産利用方法を指定することはできる。遺産管理会社と契約者あるいは遺族が癒着する可能性は大きい。この可能性に対しては、たとえば誰もが特定個人を利する遺産管理会社の行為の取り消しを裁判所に求められるといった対応策も考えられるし、そもそもそんな行為は人々の非難を受けるだろうと社会的制裁に期待する

こともできる。だが私には、これらの対応だけでは足りないように思われる。

第二に、個人が遺産管理会社を指定していなかったらどうなるのか? 笠井によると「遺言がない場合、個人の遺産は無主物として扱われる。ようするに早いもの勝ちで、だれでも適当に処分することができる」(笠井 [1995] 第4章4)。しかしそうすると多くの場合、個人と同居していた家族が死後遺産を無主物先占することになるだろう。かくして遺産相続が事実上行われてしまう。遺産を家族に遺したいと欲する人は、それゆえ遺言をあえて残さないかもしれない。

第三に、笠井は生前の贈与を禁止しないのだから、この制度の下では人は生前に財産の多くを贈与することになるだろう。その結果、遺される遺産の量ははるかに減少するだろう。このことは私の提案の場合は大して重大な難点ではないが、笠井の提案する制度では難点となる。なぜなら遺産管理会社以外に、公共財や福祉事業を提供する団体はほとんどいないだろうからである。

これら三つの抜け穴があるために、笠井の提案する遺産管理会社は彼が想定するほど公益のために使える遺産を持たないだろうし、スタートラインの平等という理想も達成できないだろう。笠井は「個人財産の相続は、本来は前近代的な家父長制に由来する制度だろう。完成された市場社会は、そのような制度を原理的に必要としない」(同上・第2章2)と述べているが、今日の核家族中心の社会でも、相続は当然の制度だと考えられがちである。核家族はかつての農家や家内制工業がそうだったような生産の単位ではないが、消費の単位とは言える。また人が、同居していないメンバーまで含む家族の利益を重視して、自分の遺産を家族に遺そうとするのは自然の情である。すると生前の財産処分の権限を認める限り、笠井の求めるようなスタートラインの平等を実現することはできない。

笠井は、近代社会が「同型的・同質的な主体」、「平等で自由な個人」というフィクションを想定しており、そのフィクションを貫徹するためにスタートラインの平等が要求されると考えている(同上・第2章1-2)が、私はこの主張に納得できない。個人が平等で自由というのは、道徳的・法的な立場においてそうであるということであって、個々人の性質や能力が同じだという意味ではない。むしろ市場社会は諸個人がそれぞれ違った特徴を持つという事実を積極的に利用して、分業と専門化を進めている。市場社会はそこでのプレーヤーの誰もがある程度の

能力と財産を持っていることを要請するかもしれない。しかしそのために必要なのは、巨大な犠牲をはらわなければ実現できないスタートラインの平等ではなくて、法の下の平等と、一定程度の生活の保障にとどまる。

参考文献

安藤馨 [2007] 『統治と功利』 勁草書房

大屋雄裕 [2005] 「リバタリアンと相続(1)-(3・完)」(大屋のブログ『おおやにき』 2005年12月6、8、9日)

笠井潔 [1995] (2000) 『国家民営化論』光文社 (2000年に光文社知恵の森文庫から再刊)

下川潔[2000]『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会

中川善之助=泉久雄[2000]『相続法〔第4版〕』有斐閣

ベッカー [2006]「遺産(相続)税――時代遅れの考え方」リチャード・A・ポズナー =ゲーリー・S・ベッカー著、鞍谷雅敏=遠藤幸彦訳『ベッカー教授、ポズナー 判事のプログで学ぶ経済学』東洋経済新報社

水野忠恒[2007]『租税法 第3版』有斐閣

森村進[1995]『財産権の理論』弘文堂

森村進「1996] 「国家は民営化できるか」 『あうろーら』 5号

森村進[2001]『自由はどこまで可能か』講談社現代新書

森村進 [2006a] 「自己所有権論の擁護」 『一橋法学』 5巻2号

森村進 [2006b] 「「大地の用益権は生きている人々に属する」――財産権と世代間正 義についてのジェファーソンの見解――」 『一橋法学』 5巻3号

森村進 [2007a] 「分配的平等主義の批判」 『一橋法学』 6巻2号

森村進「2007b]「公共財の民営化」『岩波講座 憲法 2』岩波書店

八島隆之 [2006] 「リバタリアニズムと論理整合的な制度についての試案」 『法哲学年報 2005』 有斐閣

渡部昇一[2002]『相続税をゼロにせよ!』講談社

Epstein, Richard A. [1985], *Takings*, Harvard University Press. [松浦好治監訳『公用 収容の理論』木鐸社、2000年]

(64) 一橋法学 第6巻 第3号 2007年11月

- Gauthier, David, [1986], *Morals by Agreement*, Oxford University Press. [小林公訳『合意による道徳』木鐸社、1999年]
- Harris, J. W. [2001], "Inheritance and the Justice Tribunal", in S. Munzer (ed.), New Essays in the Legal and Political Theory of Property, Cambridge University Press.
- Haslett, D. W. [1994], Capitalism with Morality, Oxford University Press.
- Mencken, H. L. (ed.) [1942] (1991), A New Dictionary of Quotations on Historical Principles from Ancient and Modern Sources, Knopf.
- Murphy, Liam and Nagel, Thomas. [2002], *The Myth of Ownership: Taxes and Justice*, Oxford University Press. [伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会、2006年]
- Nozick, Robert [1989] *The Examined Life*, Simon and Shuster [井上章子訳『生のなかの螺旋』青土社、1993年]
- Reeve, Andrew [1986] *Property*, Macmillan. [生越利昭 = 竹下公視訳『所有論』晃洋書 房、1989年]
- Simmons, A. John [1992], The Lockean Theory of Rights, Princeton University Press.
- Smith, Adam [1978] *Lectures on Jurisprudence*, edited by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford University Press. [部分訳、水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2006年]
- Steiner, Hillel [1994] An Essay on Rights, Blackwell.
- Tullock, Gordon [2004] The Selected Works of Gordon Tullock, Vol. I: Virginia Political Economy, Liberty Fund.
- Vallentyne, Peter and Steiner, Hillel (eds.) [2000], *The Origins of Left-Libertarianism*, Palgrave.
- Waldron, Jeremy [1988], The Right to Private Property, Oxford University Press.